

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和3年12月1日（総21第194号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が12月13日まで延長されました。
- ジャカルタ首都圏全域が活動制限レベル2とされました。
- バリ州は活動制限レベル2のままとされています。

1. 11月29日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を12月13日まで延長する旨の内務大臣指示（2021年63号）を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ボゴール県・市、デポック市）全域が活動制限レベル2とされました。なお、東ジャワ州のスラバヤ市や中部ジャワ州のスマラン市はレベル1のまま、西ジャワ州のバンドン市、ジョグジャカルタ特別州、バリ州はレベル2のままとされています。

3. ジャワ・バリ内での活動制限レベル2の内容については、10月22日付の当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100250885.pdf>）を参照ください。

4. 活動制限レベル2及び3の地域においては、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象に一定の条件の下で100%の出勤率での活動を認める措置が継続されています（詳細は、8月31日付けの当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100229802.pdf>）を参照。）。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください